

改正

平成17年12月14日告示第536号

平成18年3月31日告示第115号

平成18年9月19日告示第291号

平成18年11月20日告示第363号

平成19年2月23日告示第48号

平成19年3月30日告示第128号

平成20年10月27日告示第269号

平成27年10月22日告示第383号

令和2年3月27日告示第129号

石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、石巻市が発注する建設工事等の適正な履行を確保するため、石巻市契約規則（平成17年石巻市規則第57号）第3条第2項の規定により、競争入札参加資格承認簿に登録された者（以下「有資格者」という。）の指名停止等の措置について、必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 市長は、有資格者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて同表に定めるところにより期間を定め、当該有資格者に対し、指名停止を行うものとする。

2 市長が指名停止を行ったときは、工事等の請負契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格者を現に指名しているときは、落札者の決定前には入札を無効とし、又は指名を取り消し、落札決定した有資格者が契約締結前に指名停止となった場合は、当該契約を締結しないものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、共同企業体の有資格者である構成員について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。ただし、明らかに共同企業体が受けた指名停止について責めを負わないと認められる構成員については、この限りでない。

3 市長は、前条第1項及び前2項の規定による指名停止に係る有資格者を構成員に含む

共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で、情状に応じて指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格者が1つの事案において、別表に掲げる措置要件の2つ以上に該当したときは、同表各号に規定する期間の短期の合計を下限と、長期の合計を上限とし、指名停止の期間を決めるものとする。ただし、その期間は、36か月を超えることができない。

2 有資格者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表に定める短期の2倍の期間とする。

(1) 指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第9号から第15号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ当該各項の措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)

3 市長は、有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表及び前2項の規定による指名停止の期間の短期より短い期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 市長は、有資格者について、極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。ただし、通算して36か月を限度とする。

5 市長は、指名停止の期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表、前各項及び次条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。ただし、通算して36か月を限度とする。

6 市長は、有資格者が、過去に有資格者でない時点において、別表の措置要件に該当した場合、又は措置要件に該当する行為が、過去に有資格者であった期間のものであることが明らかになったときは、当該措置要件により想定される指名停止の期間の範囲内において、新たに有資格者となった時点から指名停止を行うことができる。

7 指名停止の期間中の有資格者が、当該指名停止の期間の満了前に別表に掲げる措置要件のいずれかに該当することになった場合における新たな指名停止の期間の始期については、同表の規定にかかわらず、現に行っている指名停止の期間の満了日の翌日とする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第4条の2 市長は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

(1) 市職員(石巻地方広域水道企業団及び石巻地区広域行政事務組合に属する職員を含む。以下同じ。)が談合情報を得た場合又は談合があると疑うに足りる事実を得た

場合で、有資格者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出していたにもかかわらず、当該事案について、別表第12号(1)又は第14号(1)の措置要件に該当したときそれぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

(2) 別表第12号から第15号までのいずれかに該当する有資格者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する公正を害すべき行為をいう。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の6第2項に規定する談合をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。） それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

(3) 別表第12号又は第13号に該当する有資格者について、独占禁止法第7条の2第7項又は第8項の規定の適用があったとき（前2号に掲げる場合を除く。） それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなった事案において、当該関与行為に関し、別表第12号又は第13号に該当する有資格者に悪質な事由があるとき（前3号に掲げる場合を除く。） それぞれ当該各号に定める短期に1か月加算した期間

(5) 市職員又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害又は談合の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、当該職員の容疑に関し、別表第14号又は第15号に該当する有資格者に悪質な事由があると認められるとき（第1号又は第2号に掲げる場合を除く。） それぞれ当該各号に定める短期に1か月加算した期間

(指名停止の解除)

第5条 市長は、指名停止の期間中の有資格者が当該指名停止に係る事由につき責めを負わないことが明らかになったときは、当該有資格者に対する指名停止を解除するものとする。

(事故等の報告)

第6条 関係所属長、工事検査室長及び管財課長は、有資格者が別表の措置要件に該当すると認めたときは、速やかに事故等発生報告書（様式第1号）により市長に報告しなければならない。

(審査委員会の意見の聴取)

第7条 市長は、第2条第1項若しくは第3条の規定により指名停止を行おうとするとき、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更するとき又は第5条の規定により指名停止を解除しようとするときは、あらかじめ有資格者の業種に応じ石巻市競争入札審査委員会設置要綱（平成17年石巻市訓令第91号）第1条に規定する委員会（以下「審査委員会」という。）に意見を聴くものとする。

(指名停止の承継)

第7条の2 合併、会社分割、事業の譲渡等により生じた新設会社、存続会社、吸収分割承継会社、事業を譲り受けた会社等が、指名停止を受けた有資格者の地位の全部又は一部を承継したときは、その者に対しても指名停止を適用する。

(指名停止の通知)

第8条 市長は、第2条第1項若しくは第3条の規定により指名停止を行い、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第5条の規定により指名停止を解除したときは、競争入札参加資格者に対する指名停止通知書(様式第2号)、競争入札参加資格者に対する指名停止期間変更通知書(様式第3号)又は競争入札参加資格者に対する指名停止解除通知書(様式第4号)により当該有資格者に対し速やかに通知することとする。

2 市長は、前項の規定により指名停止の通知を行うときは、必要に応じて当該有資格者から改善措置の報告を徴することができる。

3 第1項に規定する通知が発せられたときは、管財課長は、関係所属長等に対し、その旨通知しなければならない。

(随意契約の相手方の制限)

第9条 市長は、指名停止期間中の有資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ審査委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

(下請等の禁止)

第10条 市長は、指名停止の期間中の有資格者が、本市と締結した契約に係る工事を下請し、若しくは受託し、又は当該工事の完成保証人となることを禁止する。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第11条 市長は、指名停止を行わない場合においても必要があると認めるときは、有資格者に対し、書面又は口頭により警告し、又は注意することができる。

(指名回避)

第12条 市長は、有資格者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当するおそれがあると認められるときは、当該要件に該当するか否かの確認ができる日まで当該有資格者に対する指名回避を行うことができる。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、有資格者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当するおそれがある場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ期間を定めて、又は特定の入札について指名回避を行うことができる。この場合において、指名回避の期間を定めるときは、別表に掲げる措置要件ごとに定める期間(第4条第2項から第4項までの規定を準用し、期間を短縮し、又は延長すべき場合は、短縮し、又は延長した後の期間とする。第5項において同じ。)を超えないものとする。

3 前2項に掲げるもののほか、市長は、有資格者の経営、資産及び信用の状況の変動により、契約の履行がされないおそれがあると認められるときは、その事態が解消されたと認められる日まで指名回避を行うものとする。

4 市長は、指名回避を行う場合は、当該有資格者に対し、指名回避通知書(様式第5号)

により通知する。

- 5 市長は、第1項又は第2項の規定により指名回避を行った有資格者が別表に掲げる措置要件に該当しないことが明らかとなったと認められるとき、若しくは第1項の規定による指名回避の期間が別表に掲げる措置要件ごとに定める期間を経過したとき、又は第3項の規定により指名回避を行った有資格者について契約の履行がされないおそれが解消されたと認められるときは、当該指名回避を解除するものとする。
- 6 市長は、指名回避を解除する場合は、当該有資格者に対し、指名回避解除通知書（様式第6号）により通知する。
- 7 第2条第2項、第7条、第9条及び第10条の規定は、第1項から第3項までの規定により指名回避を行う場合について準用する。ただし、第2項の規定により特定の入札について指名回避を行う場合は、第2条第2項、第9条及び第10条の規定は準用しない。
- 8 市長は、第1項又は第2項の規定により指名回避を行った有資格者について、当該指名回避と同一の事由により指名停止を行う場合は、当該指名回避の期間を当該指名停止の期間に算入するものとする。
- 9 第4項及び第6項に規定する通知が発せられたときは、管財課長は、関係所属長等に対し、その旨通知しなければならない。

（工事請負以外の契約に係る指名停止及び指名回避への準用）

第13条 工事請負に係る有資格者以外の有資格者に対する指名停止及び指名回避については、この要綱の規定を準用する。

（その他）

第14条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この告示の施行の日の前日までに、石巻市競争入札参加者指名停止等措置要綱（平成14年石巻市訓令甲第17号）、建設工事入札参加業者指名停止要領（昭和62年河北町要領第1号）、建設工事入札参加者指名停止要領（平成11年雄勝町訓令第14号）河南町建設工事入札参加業者等指名停止要領（平成10年河南町訓令第7号）桃生町建設工事入札参加業者指名停止要領（平成9年桃生町告示第4号）、建設工事入札参加業者指名停止要領（昭和63年北上町訓令第9号）又は競争入札等に係る有資格業者指名停止要領（平成2年牡鹿町訓令第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年12月14日告示第536号）

この告示は、平成17年12月14日から施行する。

附 則（平成18年3月31日告示第115号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の別表の規定は、平成18年4月1日以後に行う指名停止から適用し、改正前の別表の規定により現に指名停止を受けている者に係る指名停止については、なお従前の例による。

附 則（平成18年9月19日告示第291号）

この告示は、平成18年9月19日から施行する。

附 則（平成18年11月20日告示第363号）

この告示は、平成18年11月20日から施行する。

附 則（平成19年2月23日告示第48号）

この告示は、平成19年2月23日から施行する。

附 則（平成19年3月30日告示第128号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年10月27日告示第269号）

この告示は、平成20年11月1日から施行する。

附 則（平成27年10月22日告示第383号）

この告示は、平成27年10月23日から施行する。

附 則（令和2年3月27日告示第129号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

措置要件	期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 本市の発注する工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>認定の日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 本市、石巻地方広域水道企業団及び石巻地区広域行政事務組合と締結した請負契約に係る工事（以下「市発注工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵(かし)が軽微であると認められるときを除く。）。</p> <p>3 宮城県内における工事で市発注工事以外のもの（公共機関の発注した工事に限る。以下「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、その瑕疵(かし)が</p>	<p>認定の日から 1か月以上6か月以内</p> <p>認定の日から 1か月以上3か月以内</p>

<p>重大であると認められるとき。</p> <p>4 市発注工事の施工において、石巻市工事検査規程（平成17年石巻市告示第183号）に定める完成検査時の工事成績が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 50点以上60点未満</p> <p>(2) 40点以上50点未満</p> <p>(3) 40点未満</p>	<p>認定の日から</p> <p>1か月</p> <p>2か月</p> <p>3か月</p>
<p>(契約違反等)</p> <p>5 第2号に掲げる場合のほか、市発注工事において次のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 契約に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(2) 工事等の契約を締結しなかったとき。</p>	<p>認定の日から</p> <p>1か月以上12か月以内</p> <p>1か月以上12か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>6 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>7 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>認定の日から</p> <p>1か月以上6か月以内</p> <p>認定の日から</p> <p>1か月以上3か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>8 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>9 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>認定の日から</p> <p>1か月以上4か月以内</p> <p>認定の日から</p> <p>1か月以上2か月以内</p>
<p>(贈賄)</p> <p>10 次に掲げる者が、市職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕されたこと又は公訴が提起されたことを知った日から</p>

<p>(1) 有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>(2) 有資格者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で代表役員等以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>(3) 有資格者の使用人で(2)に掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p>	<p>1 2か月以上2 4か月以内</p> <p>9か月以上1 8か月以内</p> <p>6か月以上1 2か月以内</p>
<p>1 1 次に掲げる者が、宮城県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p> <p>1 2 次に掲げる者が、宮城県の区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p>	<p>逮捕されたこと又は公訴が提起されたことを知った日から</p> <p>6か月以上1 8か月以内</p> <p>4か月以上1 2か月以内</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>逮捕されたこと又は公訴が提起されたことを知った日から</p> <p>4か月以上1 2か月以内</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>1か月以上6か月以内</p>
<p>（独占禁止法違反行為）</p> <p>1 3 次に掲げる工事において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 市発注工事</p> <p>(2) 宮城県の区域内における工事</p> <p>(3) 宮城県の区域外における工事</p>	<p>認定の日から</p> <p>1 2か月以上2 4か月以内</p> <p>6か月以上1 8か月以内</p> <p>4月以上1 2か月以内</p>
<p>（競売入札妨害又は刑法談合）</p> <p>1 4 次に掲げる工事に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 市発注工事</p>	<p>逮捕されたこと又は公訴が提起されたことを知った日から</p> <p>1 2か月以上2 4か月以内</p>



<p>(2) 宮城県の区域内における工事</p> <p>(3) 宮城県の区域外における工事</p>	<p>6か月以上18か月以内</p> <p>4か月以上12か月以内</p>
<p>(あっせん利得処罰法違反)</p> <p>15 次に掲げる工事に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号。以下「あっせん利得処罰法」という。）違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 市発注工事</p> <p>(2) 宮城県の区域内における工事</p> <p>(3) 宮城県の区域外における工事</p>	<p>逮捕されたこと又は公訴が提起されたことを知った日から</p> <p>12か月以上24か月以内</p> <p>6か月以上18か月以内</p> <p>4か月以上12か月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>16 次に掲げる工事に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が建設業法（昭和24年法律第100号）違反の容疑により逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されたとき、又は建設業法の規定に違反し、監督処分がなされたとき。</p> <p>(1) 市発注工事</p> <p>(2) 市発注以外の工事</p> <p>(不当要求行為等)</p> <p>17 代表役員等、一般役員等、使用人又はこれらの者から依頼を受けたものが、信頼される市政のためのコンプライアンス条例（平成18年石巻市条例第1号）第2条第5号に規定する不当要求行為等を行い、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>逮捕若しくは公訴が提起されたこと又は監督処分がなされたことを知った日から</p> <p>3か月以上12か月以内</p> <p>1か月以上12か月以内</p> <p>認定の日から</p> <p>3か月以上12か月以内</p>
<p>(暴力的不法行為等)</p> <p>18 次のいずれかに該当するものとして、石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号。以下「暴力団排除要綱」という。）に基づき、市発注工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 代表役員等、一般役員等又は使用人が、暴力団排除要綱第2条第8号に規定する暴力団関係業者（以下「暴力団関係業者」という。）であると認められるとき、又は暴力団関係業者</p>	<p>認定の日から</p> <p>24か月</p>

<p>が有資格者の経営に実質的に関与しているとき。</p> <p>(2) 代表役員等、一般役員等又は使用人が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団排除要綱第2条第6号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の威力、暴力団関係業者を利用する等しているとき。</p> <p>(3) 代表役員等、一般役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団関係業者に対して直接又は間接を問わず資金等を提供し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与しているとき。</p> <p>(4) 代表役員等、一般役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団関係業者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>(5) 代表役員等、一般役員等又は使用人が、暴力団関係業者であることを知りながらこれを不当に利用する等していると認められるとき。</p>	<p>24か月</p> <p>24か月</p> <p>24か月</p> <p>24か月</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>19 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>20 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>認定の日から 1か月以上12か月以内</p> <p>認定の日から 1か月以上12か月以内</p>

備考 公衆損害事故及び工事関係者事故が、災害時における応急対策業務に関する協定書（平成17年11月29日市と石巻市災害防止連絡協議会が協定を締結したものの証）に規定する災害応急対策業務中に生じたものであるときは、第2条の規定にかかわらず、措置要件に該当しないものとする。